

令和4年10月14日(金)
第二庁舎4階243号会議室
午前 11時～12時

令和4年度第1回三鷹市環境配慮審査会議事録(要旨)

<出席者>

朝倉委員、水谷委員、城戸委員
〈生活環境部〉茂木環境政策課長、岩本総括主査、須田主任
〈都市整備部〉小泉都市整備部長、高橋都市整備部調整担当部長、林開発指導係長

<傍聴人>

0人

<次第>

- 1 委嘱状交付
- 2 委員自己紹介
- 3 会長及び職務代理者の選出について
- 4 会長挨拶
- 5 市長挨拶
- 6 事務連絡
- 7 議題
 - (1) 「三鷹市開発事業に関する指導要綱の運用実績」について
 - (2) その他

<議事内容>

- 1 委嘱状交付
3名の委員に委嘱状を交付(席上配付)
- 2 委員自己紹介
- 3 会長及び職務代理者の選出について
委員の互選により会長を選出(会長:朝倉委員)
会長による職務代理者の指名(職務代理者:水谷委員)
- 4 会長挨拶
朝倉会長による挨拶
- 5 市長挨拶
市長欠席のため省略
- 6 事務連絡
全委員の出席により、審査会が有効に成立していることを確認
配付資料の確認
- 7 議題
 - (1) 「三鷹市開発事業に関する指導要綱の運用実績」について
<林開発指導係長>
 - ア 主な指導要綱等に係る制定・改正・見直しについて説明
 - イ 開発事業等指導要綱の運用実績(平成29年度～令和3年度)について説明
 - ウ 開発事業による標識設置及び紛争件数について説明
 - エ 大規模土地取引行為及び大規模土地利用構想の届出件数について説明

【質疑・応答】

＜朝倉委員＞

開発事業は、市内の特定の地域に集中することはあるか。

＜小泉都市整備部長＞

土地の相続対応等に伴い開発が行われる場合が多い。そのため、駅前に近い場所よりも、農地があるような、市の南部や東部で開発事業が行われることが多い。

中高層建築物については、市内の幹線道路の沿道で開発が行われることが多い。

また、指定から30年を迎える生産緑地地区がこれから増えてくるが、そのうちの95%は特定生産緑地地区に移行予定である。一方で、残りの5%の生産緑地地区については移行予定がないため、これらの生産緑地部については、今後段階的に開発行為が行われる可能性があると思込んでいる。

＜朝倉委員＞

いわゆる「ミニ開発」と言われるようなものでも、一度にまとまって集中的に開発行為が行われると、複合的な影響が考えられるため、今後開発行為が予想される場所等については、引き続きチェックをお願いしたい。

＜水谷委員＞

今後10年で大きい開発行為が行われる場所はあるか。

＜高橋都市整備部調整担当部長＞

生産緑地については、特定生産緑地地区に移行する予定がない、5%の部分について、今年度から来年度にかけて増える可能性がある。

大きい開発が行われそうか、ということについては、大規模土地取引行為届の提出などで早い段階で確認できるようにしていきたい。

(2) その他(「大気汚染防止法」の改正と、それに伴う「まちづくり条例」における届出様式の改正)について

＜茂木環境政策課長＞

令和4年4月1日に施行された、改正「大気汚染防止法」についての説明と、それに伴う「まちづくり条例」における届出様式の改正について説明した。

【質疑・応答】

＜朝倉委員＞

大気汚染防止法の改正に伴い一般住宅の解体等工事についてもアスベストに関する事前調査結果が報告されることになったが、届出件数は多いのか。

＜茂木環境政策課長＞

件数としては多い状況である。この届出がなされた現場について、全ての現場に立ち入りをするのは難しいが、様々な視点から現場を選定し、実際に立ち入りを行っている。

＜朝倉委員＞

それでは、本日の議題は全て終了したため、司会を事務局に戻す。

＜事務局＞

これにて、令和4年度第1回三鷹市環境配慮審査会を終了する。